

## その他連絡事項

### 1. 令和3年度のサービス受付について

令和3年4月中旬頃、サービスの募集についてホームページ上でお知らせします。

サービス申請に当たっては、申請前に申請方法をご確認頂くとともに、子育て応援券サービス提供事業者登録ガイドラインに定められたサービスであること、資格要件やサービス提供場所、参加人数や利用料金等の審査基準を事前にご確認頂きますようお願いいたします。

【参考】令和2年度のサービス募集について

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kosodate/ouenken/jigyosha/1060206.html>



### 2. 令和3年度の事業スケジュール（事業者の手引き P25）

下記については全事業者へ書類等の提出や参加を依頼する行事となります。書類の不備や提出遅延により、登録の取り消しやガイドブックへの掲載ができなくなるなど、事業者の皆様にも不利益が生じるだけでなく、利用者のサービス利用にも影響しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### （1）自己評価の提出（9月）

サービスの実施状況を事業者の皆様自身が評価した結果を提出頂くほか、保険の加入状況（保険証書の写し）について提出いただきます。証書の写しの提出が遅延すると、応援券の請求に応じられなくなりますのでご注意ください。

#### （2）令和4年度ガイドブック校正（11月下旬）

自己評価によるサービス実施状況を基にガイドブックの校正依頼を行います。自己評価の提出が無い場合、ガイドブック校正の依頼ができません。

#### （3）令和3年度事業者連絡会（令和4年3月下旬）

次年度に向けて変更点や注意事項などの連絡事項を連絡いたします。サービス提供に関わる連絡事項となりますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

### 3. 応援券の請求手続きについて

#### （1）請求期限について

応援券の請求は、券に記載の有効期限経過後、最長で1年まで可としておりましたが、昨年度の事業者連絡会や新規事業者の登録説明会でお伝えしているとおり、令和3年度から有効期限経過後6ヵ月以内となりますので、ご注意ください。

また、請求漏れを防止する観点から、サービス提供後は請求期限に関わらず、速やかにご請求いただきますようお願いいたします。

## (2) 送付書兼請求書について

これまで請求に使用する「送付書兼請求書」は専用帳票を配布していましたが、区公式ホームページから書式をダウンロードできるようになりました。Excel の書式で提供しているため、事業者名や住所等を予め設定できることや、請求書の訂正が簡易にできることなど、紙の専用帳票よりも利便性がありますので是非ご利用ください。

利用に当たっては必ず白紙・A4 サイズの用紙を使用してください。

なお、受け取られた応援券と送付書兼請求書に記入いただいている3桁のサービス承認番号の未記入や記入誤りが多く見受けられます。サービス承認通知書に記載している番号を再度ご確認ください。うえご請求いただくようお願い致します。

## (3) 送付書兼請求書に押印いただく登録印について

請求書に押印いただく印は、事業者登録申請書に押印された登録印です。印が不鮮明な場合や、印影が違う場合は、指定の日にお支払いすることができません。登録印が分からなくなってしまった場合は、区まで確認に来庁していただくか、登録印の変更手続きを行う必要があります。

## (4) 着払いゆうパック伝票について

請求時に利用いただいている着払いゆうパック伝票は年間1事業者12枚までとなります。12回を超える請求は各事業者負担とし、元払いのゆうパック伝票でご請求ください。

## 2. サービス提供時の注意事項

### (1) 券面に記載がある応援券を持参した場合の処理について

サービスのキャンセル等によりサービス提供前に利用者へ返却された応援券には既に事業者名等が記載されていることがあります。

事業者の手引き P34 に従い訂正されている券はそのまま受け取ってください。

記入取り消しの二重線がない場合や押印が無い場合は、取り消し箇所を二重線で取り消した上で、事業者登録印を押印してください。

なお、受け取り時は記載の無い券同様、応援券表紙と応援券番号が同一であることを確認の上受け取ってください。表紙がなく区で発行した券番号票を持参している場合もあります。この場合は応援券番号と券番号票の番号が同じであるか確認して受け取って下さい。

### (2) 前払い方式でキャンセルが出た場合

事由別基準別表4の1で承認している前払い方式により受け取った応援券は、必ずサービスを提供したことを確認後、換金請求してください。

利用者がサービス利用をキャンセルした場合、応援券を返却することが大原則です。サービス提供前に換金請求すると応援券の返却ができなくなるため、必ずサービス提供後に請求するようお願いいたします。

### 3. その他

#### (1) サービス申請書類の提出について

各種書類をご提出いただく際に、記入漏れや、添付書類が不足されているケースが多く見受けられます。ご提出される際は、ご自身で点検等されたうえでご申請ください。また、手書きされる場合、判読できる字でご記入ください。

各種書類のデータを区公式ホームページ上に掲載しています。電子データは修正しやすいため、電子データも活用いただきますようお願いいたします。

#### (2) ガイドブック二次元コードについて

ガイドブック校正時にご確認いただいた二次元コードについて、リンク切れやリンク先が異なるものは、利用者の利便性を考慮し削除しました。ご理解いただきますようお願い致します。